

資料4 「整復師の医学的判断」 平成4年9月18日回答

平成4年9月10日

厚生省健康政策局医事課御中

衆議院議員 山口那津男

柔道整復師の行う業務に係る呼称について（照会）

日頃、柔道整復師の業務について健全な向上発展にご高配を賜りましてまことに有難うございます。

従来より、柔道整復師は施術を行うに際してその業務に係る判断を行ってきておりますが、このことについて下記のような呼称が差し支えないかお伺い致します。

記

柔道整復師の施術の一環として行う業務のうち、医師の判断に対応するものの呼称として「(柔道整復) 判断」

平成4年9月18日

衆議院 山口那津男事務所 御中

厚生省健康政策局医事課

ご照会の件につきましては、別添のとおり回答いたしておりますのでよろしくお取り計らいくださいますようお願い申し上げます。

別 添

医事課回答：差し支えない